資料2 リスク分担表

| | リスクの種類 | No. | リスクのF | リスクの内容 | | | |
|------------|-----------------------|---------------------|--------------------------------------|--|---|---|--|
| | 入札説明書等リスク | 1 | 入札説明書等の誤り、内容の変更に | こ関するもの | 0 | | |
| | 契約リスク | 2 | 県企業庁と事業者との間で契約が約 時間がかかる場合 | 県企業庁と事業者との間で契約が結べない、又は契約手続きに 時間がかかる場合 | | | |
| | 要求性能未達リスク | 3 | 要求性能不適合(施工不良含む) | | 0 | | |
| | | 4 事業期間開始前から存した施設の瑕疵 | | | | | |
| | 施設瑕疵リスク | 5 | 事業期間中に生じた施設の瑕疵 | 既設の脱水処理施設等に 関するもの | 0 | | |
| | | | | 増設、更新した脱水処理施 設等に関するもの | | 0 | |
| | 法制度リスク | 6 | 本事業に直接関係する法制度の変更 | | 0 | | |
| | IZIIII Z 7 · · · / | 7 | 本事業のみならず、広く一般的に社 | 適用される法制度の変更 | | 0 | |
| | 許認可リスク | 8 | 許認可の遅延に関するもの(県企業 | 業庁申請分) | 0 | | |
| | | 9 | 許認可の遅延に関するもの(事業 | 者申請分) | | 0 | |
| | 税制度リスク | 10 | 税制度に関するもの | | Δ | 0 | |
| | 住民対応リスク | 11 | 施設の設置に対する住民反対運動 もの | | 0 | | |
| 共通 | 正风冽心ケバク | 12 | 事業者による工事、調査及び施設の 関するもの | | 0 | | |
| | 環境問題リスク | 13 | 有害物質の排出・漏洩・工事に伴 反等 | | 0 | | |
| | 第三者賠償リスク | 14 | 不備による事故等 | 事業者が行う業務に起因する事故、施設の劣化など維持管理の 不備による事故等 | | | |
| | 債務不履行リスク | 15 | 事業者の事業放棄、破綻によるもの 成員)の変更 | | 0 | | |
| | B430 1 782 13 2 2 2 2 | 16 | 県企業庁側の債務不履行、当該サー | ービスが不要になった場合等 | 0 | | |
| | 安全の確保リスク | 17 | 設計、施工、運営・維持管理におり | ける安全の確保に関するもの | | 0 | |
| | 資金調達リスク | 18 | 金融機関からの資金調達に関する | もの | | 0 | |
| | 国庫補助金リスク | 19 | 国庫補助金の支払いに関するもの | | 0 | | |
| | 構成員のリスク | 20 | 構成員の能力不足等による事業悪何 | 化によるもの | | 0 | |
| | 不可抗力リスク | 21 | 戦争、風水害、地震等、第三者の行 的な現象のうち通常予見可能な範囲 | | 0 | Δ | |
| | 金利リスク | 22 | 脱水処理施設等の増設・更新等業利の変動 | Δ | 0 | | |
| | 物価リスク | 23 | 物価の変動 | Δ | 0 | | |
| ⇒ 1 | 測具・調末リック | 24 | 県企業庁が実施した測量・調査に | 関するもの | 0 | | |
| 計画 | 測量・調査リスク | 25 | 事業者が実施した測量・調査に関 | するもの | | 0 | |
| 設計 | 計画設計リスク | 26 | 要求水準書の提示条件の不備、変更 | 更に関するもの | 0 | | |
| 業 | | 27 | 事業者の提案内容、指示、判断の | | 0 | | |
| 務 | 応募リスク | 28 | 応募費用に関するもの | | | 0 | |

| リスクの種類 | | N | | 分 担 | 者 | |
|--------|-------------|------------|---|--|------|---------|
| | リス | . 夕 0 種類 | No. | リスクの内容 | 県企業庁 | 事業者 |
| | 用地リスク | | 29 | 地中障害物や土壌汚染その他予見できないことに関するもの | 0 | |
| | 工事遅延リスク | | 30 | 工事が契約に定める工期より遅延する、又は完工しない場合 | | 0 |
| 建 | 工事監理リ | スク | 31 | 工事施工監理に関するもの | | 0 |
| 設 | 工事費増大 | · ll マカ | 32 | 県企業庁の指示、変更に起因する工事費の増大 | 0 | |
| 業務 | 工事具相入 | | 33 | 上記以外の要因による工事費の増大 | | 0 |
| | 設計変更リ | コ カ | 34 | 要求水準書の提示条件の不備、変更に関するもの | 0 | |
| | 取引 多更り | <i>^</i> / | 35 | 事業者の提案内容、指示、判断の不備によるもの | | 0 |
| | 契約変更リ | スク | 36 | 県企業庁の責めによる事業内容の変更に関するもの | 0 | |
| | | | 37 | 増設、更新後の施設損傷・劣化リスクのうち、県企業庁の帰責 事由によるもの | 0 | |
| | | | 38 上記以外の帰責事由(不可抗力を除く)による増設、更新後の 施設損傷・劣化リスク | | | 0 |
| 運営 | 維持管理 リスク | 施設損傷・劣化リスク | 38 | 事業期間中も継続して使用する既設の脱水処理施設等を引き継いで運営・維持管理を行うにあたり、提案書提出時において事業者が合理的に予測できない事由による施設損傷・劣化リスク。ただし、資料6図表6-1に示す5浄水場の各事業実施年度以前に限る。 | 0 | |
| - 四 | | | 39 | 上記以外の施設損傷・劣化リスク | | 0 |
| 維 | | 契約変更リスク | 40 | 県企業庁の責めによる事業内容の変更に関するもの | 0 | |
| 持 | | 需要変動リスク | 41 | 汚泥量の変動に起因する運営費の増大・減少 | 0 | Δ |
| 管理 | | 一一一一一一一一一一 | 42 | 汚泥の質に起因する運営費の増大・減少 | 0 | Δ |
| 業務 | | | 43 | 県企業庁の責めによる事業内容の変更等に起因する業務量及び 運営費の増大 | 0 | |
| 等 | 運営 | 運営コストリスク | | | 0 | |
| | リスク | | 45 | 上記以外に起因する業務量及び運営費の増大 | | 0 |
| | | 事故リスク | 46 | 運営業務に関する事故等 | | 0 |
| | | 火災リスク | 47 | 運営業務に関する火災等 | | \circ |
| | | 脱水ケーキの再生 | 48 | 脱水ケーキ発生量の変動に起因する5浄水場の脱水ケーキの再 生利用業務費の増大・減少 | Δ | 0 |
| | | 利用リスク | | 脱水ケーキ発生量に起因する天日乾燥床の脱水ケーキの再生利 用業務費の増大・減少 | 0 | Δ |
| 終 | | | 50 | 事業期間終了時における要求性能水準の保持 | | 0 |
| 了時 | 終了手続き | リスク | 51 | 事業の終了に伴う諸費用の発生及び事業会社の清算に必要な費 用 | | 0 |

【凡例】負担者 \bigcirc : 主分担 \triangle : 従分担

資料3 関係資料閲覧のお知らせ

本事業の実施に必要となる関係資料を次により公開しますので、必要に応じて閲覧すること。

1. 閲覧資料

- 別図1 豊田浄水場脱水処理施設等管理分界説明図
- 別図2 幸田浄水場脱水処理施設等管理分界説明図
- 別図3 安城浄水場脱水処理施設等管理分界説明図
- 別図4 豊橋浄水場脱水処理施設等管理分界説明図
- 別図5 豊川浄水場脱水処理施設等管理分界説明図
- 別図6 豊橋南部浄水場天日乾燥床等管理分界説明図
- 別図7 蒲郡浄水場(工水)天日乾燥床等管理分界説明図

参考資料1 豊田浄水場運転実績

- 参考資料 1.1 豊田浄水場浄水場管理月報 (H16.4月~H21.3月)
- 参考資料 1.2 豊田浄水場発生土処理月報 (上水 H16.4 月~H21.3 月)
- 参考資料 2 幸田浄水場運転実績
 - 参考資料 2.1 幸田浄水場浄水場管理月報 (H16.4月~H21.3月)
 - 参考資料 2.2 幸田浄水場発生十処理月報 (上水 H16.4 月~H21.3 月)
- 参考資料3 安城浄水場運転実績
 - 参考資料 3.1 安城浄水場管理月報(H16.4月~H21.3月)
 - 参考資料 3.2 安城浄水場発生土処理月報 (工水 H16.4月~H21.3月)
- 参考資料4 豊橋浄水場運転実績
 - 参考資料 4.1 豊橋浄水場管理月報 (H6.4月~H21.3月)
 - 参考資料 4.2 豊橋浄水場発生土処理月報(上水 H16.4月~H21.3月)
- 参考資料 5 豊川浄水場運転実績
 - 参考資料 5.1 豊川浄水場管理月報 (H6.4 月~H21.3 月)
 - 参考資料 5.2 豊川浄水場発生土処理月報 (上水 H16.4月~H21.3月)
- 参考資料 6 豊橋南部浄水場運転実績
 - 参考資料 6.1 豊橋南部浄水場管理月報(上水 H6.4月~H21.3月)
 - 参考資料 6.2 豊橋南部浄水場発生土処理月報 (上水 H16.4月~H21.3)
- 参考資料7 蒲郡浄水場(工水)運転実績
 - 参考資料 7.1 蒲郡浄水場 (工水) 管理月報 (工水 H6.4月~H21.3月)
- 参考資料 8 脱水ケーキ成分分析表(H20、H21年度)
- 参考資料 9 既設脱水処理施設等完成図書
- 参考資料 10 構造計算書(幸田浄水場、豊橋浄水場)
- 参考資料 11 電気設備分界点概念図

2. 閲覧方法

(1) 閲覧期間・時間

平成 21 年 11 月 17 日 (火) \sim 12 月 1 日 (火) (ただし、土・日・祝日は除く。) 午前 10 時~午後 5 時(ただし、正午から午後 1 時までを除く。)

(2) 閲覧場所・問い合わせ先

愛知県企業庁水道事業課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 電話(ダイヤルイン)052-954-6683 担当:森下、鈴木(正) メールアドレス kigyo-suiji@pref.aichi.lg.jp

(3) その他

閲覧希望者は、事前に上記問い合わせ先に連絡の上、資料を閲覧すること。また、 閲覧資料を貸し出すことも可能(最大 24 時間)なので、閲覧資料貸出希望者はその旨 もあわせて事前に連絡すること。

資料4 脱水実験等に使用する汚泥の提供について

民間事業者が本事業への参入を検討する際、汚泥を使用して脱水実験等を行うことを希望する場合、以下の手続きより汚泥を提供します。

(1) 申込み

平成 21 年 11 月 25 日 (水) から平成 21 年 12 月 1 日 (火) まで(必着)に、汚泥提供申込書(様式 5)に必要事項を記載の上、Eメール又は郵送により申し込むこと。なお、汚泥提供を希望する者は、脱水実験に係る実施計画書を提出する必要があります。

(2) 申込み先

愛知県企業庁水道事業課 〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 電話(ダイヤルイン) 052-954-6683 メールアドレス kigyo - suiji@pref.aichi.lg.jp

(3)費用負担等

汚泥は無料で提供しますが、各浄水場からの汚泥の採取、運搬及び処分等に必要な機器類の使用料等一切の費用は民間事業者が負担するものとします。

(4) 提供場所及び提供期間

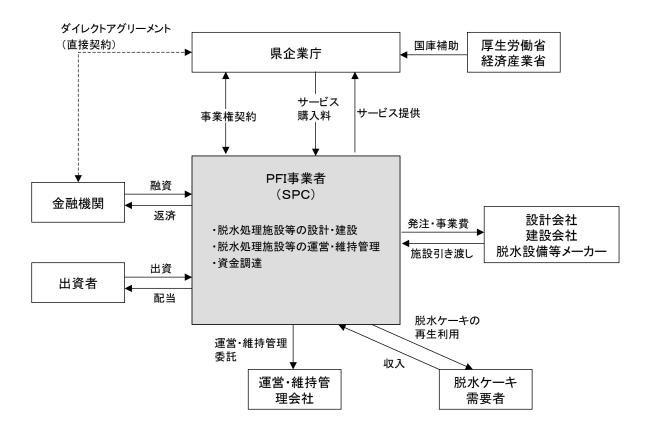
汚泥は各浄水場排水処理施設内で提供しますが、採取場所については現地職員の指示によるものとします。原則として民間事業者の希望の日時に沿うことを予定していますが、希望に添えない場合は各浄水場から民間事業者あてに連絡をします。

平成 21 年 12 月 11 日 (金) ~平成 21 年 12 月 22 日 (火) 午前 10 時~午後 3 時 (ただし、正午から午後 1 時までを除く。)

(5) 注意事項

- ・ 県企業庁から脱水実験のために提供される汚泥については、産業廃棄物となる ため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の規定に従い、適正に運搬、管 理及び処分を行うこと。
- ・ 提供する汚泥の量は原則として事業者の希望する量を提供しますが、排水処理 業務の都合等で希望に沿えないこともあります。

資料 5 想定事業スキーム図



1. 脱水処理施設等増設・更新年度

事業者は図表 6-1 に示す年度に図表 6-2 に示す事業を実施することを前提に、事業提案書を作成すること。

図表 6-1 年度別施設整備計画

| \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\ | | =n | | | | | | | | | 増記 | 役∙更 | 新生 | F度 | | | | | | | | |
|--|----|----------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 浄水場 名称 | 区分 | 設置 時期 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 | H35 | H36 | H37 | H38 | H39 | H40 | H41 | H42 |
| | | | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 | 2029 | 2030 |
| 豊田 | 上水 | 1993.01 | | | | | | | | 更新 | | | | | | | | | | | | |
| 묘띠 | 工小 | _ | 増設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 幸田 | 上水 | 1986.03 | | | | 更新 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ∓四 | 上小 | 2000.02 | | | | | | | | | | | | | | | 更新 | | | | | |
| | | 1993.03 | | | | | | | | | 更新 | | | | | | | | | | | |
| 安城 | 工水 | 1993.03 | | | | | | | | | | 更新 | | | | | | | | | | |
| 女姚 | 工小 | 1994.03 | | | | | | | | | | 更新 | | | | | | | | | | |
| | | 1995.03 | | | | | | | | | | | 更新 | | | | | | | | | |
| | | 1977.03 | | 更新 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 豊橋 | 上水 | 1977.03 | | | 更新 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 2003.03 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 更新 | | |
| 豊川 | 上水 | 2006.03 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 豆川 | 上小 | 1995.03 | | | | | | | | | | | | 更新 | | | | | | | | |

※2006年3月に設置した豊川浄水場の脱水機は、事業期間内に耐用年数を迎えないため、更新の対象外とし、運営・維持管理業務のみを行う。

図表6-2 事業実施内容

| 浄水場名 | 事業実施年度 | 増設・更新 | ・改修計画 | 増設・更新・ 改修等 | 計画給水量 (脱水機台数) |
|--------------|------------------|----------------|---------|---------------|----------------|
| 豊田 | 平成 23 年度 | 脱水設備等 脱水設備等 | 脱水設備 配管 | 増設 増設 | 上水:231,000m³/日 |
| - 早川 | 平成 30 年度 | 脱水設備等 | 脱水設備 配管 | 更新 更新 | (既設1台) |
| | | 脱水機棟 | | 改修 | |
| | 平成 26 年度 | 脱水設備等 | 脱水設備 | 更新 | 上水:89,000m3/目 |
| 幸田 | | 加小权佣守 | 配管 | 更新 | (既設 2 台) |
| | 平成 37 年度 | 脱水設備等 | 脱水設備 | 更新 | |
| | 十成 37 千反 | 加加八萬州 | 配管 | 更新 | |
| | 平成 31 年度 | 脱水設備等 | 脱水設備 | 更新 | |
| | | 加加八萬州 | 配管 | 更新 | |
| 安城 | 平成 32 年度 | 脱水設備等 | 脱水設備 | 更新 | 工水:300,000m³∕目 |
| <i>5</i> 700 | | 加加八萬八十 | 配管 | 更新 | (既設 4 台) |
| | 平成 33 年度 | 脱水設備等 | 脱水設備 | 更新 | |
| | | 加小八八八八十十 | 配管 | 更新 | |
| | | 脱水機棟 | | 改修 | |
| | 平成 24 年度 | 脱水設備等 | 脱水設備 | 更新 | |
| | | 加加州 | 配管 | 更新 | 上水:104,900㎡/日 |
| 豊橋 | 平成 25 年度 | 脱水設備等 | 脱水設備 | 更新 | (既設 3 台) |
| | | 加小八八八八十十 | 配管 | 更新 | (Mulix o ii) |
| | 平成 40 年度 | 脱水設備等 | 脱水設備 | 更新 | |
| | 1 1/1/2 10 1 1/2 | 加小小的人 | 配管 | 更新 | |
| 豊川 | 平成 34 年度 | 脱水設備等 | 脱水設備 | 更新 | 上水:86,000m3/日 |
| 5로/미 | 1 1/1/2 04 11/2 | WININ IN T | 配管 | 更新 | (既設2台) |

2. 平成30年度以降の脱水設備等の更新について

5 浄水場における、平成 30 年度以降の脱水設備等の更新にあたっては、事業者は事業提案書に基づいた脱水設備等の事業計画書を、その個々の各増設・更新工事を実施する各事業年度の前々年度の6月末までに県企業庁に提出し、確認を受けることとなります。

当該更新業務に関しては、入札時から実際に事業を実施するまでに相当の年数があることから、県企業庁又は事業者は、入札時における事業提案書の内容及び価格の見直し等について、工事実施前々年度の関係者協議会において、当該更新業務を行う各事業年度の前々年度の7月末までを目標に、協議することができるものとします。

当該工事は原則として、事業提案書の内容どおりに実施するものとしますが、関係者協議会を設置する時点において、事業提案書における脱水設備等の工事内容について、技術革新等による機能向上並びに事業費の低減等を確認できる場合、関係者協議会により工事内容の見直しを協議できるものとします。

1. サービス購入料の構成

各業務に係るサービス購入料は図表7-1に示す各業務により構成されます。

図表7-1 サービス購入料の内容

| サービス購入 | 大 | 中分類 | 小分類 | | |
|---------------------|-------------------|------------------------|---|--|--|
| 料の内容 | | | | | |
| 脱水処理施設 | 開業等準備 | | ・排水処理施設等の運営・維持管理業務に必要 | | |
| 等の増設・更新 | | | な改良 | | |
| 等業務に係る | | | ・排水処理施設等の運営・維持管理業務に必要 | | |
| 対価 | | | な県企業庁からの業務引継ぎ | | |
| | | | ・排水処理施設等の運営・維持管理業務に必要 | | |
| | | | な手続き(各種申請業務等) | | |
| | 調査設計業務 | 务 | ・事前調査(測量、地質調査、既設脱水機棟の | | |
| | | | 耐震診断調査含む)及びその関連業務 | | |
| | | | ・幸田浄水場及び豊橋浄水場における脱水機棟 | | |
| | | | の改修に係る設計 | | |
| | | | ・5 浄水場における脱水設備等の増設、更新に | | |
| | | | 係る設計 | | |
| | 建設業務 | | ・脱水処理施設等の工事開始までに必要な手続 | | |
| | | | き(各種申請業務等) | | |
| | | | ・ケーキヤード等の整備 | | |
| | | | ・幸田浄水場及び豊橋浄水場における脱水機構 | | |
| | | | の改修に係る工事 | | |
| | | | ・生活環境影響調査 | | |
| | | | ・5浄水場における脱水設備等の増設・更新に | | |
| | | | 係る工事(既設の脱水設備等の撤去を含む。) | | |
| | 구농땅ᄱᄴᅑ | t r | ・竣工後に県企業庁が行う検査等への協力 | | |
| +11- → 60 TH +/= ₹0 | 工事監理業務 | | 的 J. 加 理 拉克 放 44 + 5 放 7里 (上 4) <i>口 户 </i> | | |
| 排水処理施設等の運営・維持 | 5 浄水場に お け る 運 | 5 浄水場におけ | ・脱水処理施設等維持管理(点検、保守、修理、 | | |
| 管理業務等に | おりる理 営・維持管 | る脱水施設等の 維持管理業務 | 交換、改良その他一切の管理業務) | | |
| 係る対価 | 理業務 | 程付官 生果伤 5 浄水場におけ | ・脱水処理施設等の運転 | | |
| 派の対価 | 注 未伤 | る濃縮施設と脱 | ・熱備 | | |
| | | 水処理施設等の | ・ 書 ''' ・ 濃縮槽からの汚泥引き抜き(運転・計量等の | | |
| | | 水処壁施設等の 運営業務 | ・仮相僧がりの行が行る扱き(連転・計量等の 管理業務) | | |
| | | 座呂未伤 | ・濃縮施設の運転支援 | | |
| | | | ・脱水ケーキの管理 | | |
| | | | ・県企業庁への引継ぎ | | |
| | 天日乾燥床(| <u> </u> り脱水ケーキ掻き | ・脱水ケーキの掻き出し | | |
| | 出し業務 | | ・脱水ケーキ掻き出し後の補砂と敷均し | | |
| | | | ・脱水ケーキの管理 | | |
| | | | ・ケーキャード等の維持管理 | | |
| | 脱水ケーキの | D再生利用業務 | ・脱水ケーキの再生利用 | | |
| | 100/J. / | - 11 T-11/11/V/1/J | ・脱水ケーキの搬出 | | |
| L | | | WEST / CANAL | | |

2. 脱水処理施設等の増設・更新等業務に係る対価

5 浄水場における脱水処理施設等の増設・更新等業務に係る対価として、一時支払金 及び割賦支払金により事業者に支払います。

応募者は、当該業務に係る対価(消費税及び地方消費税を含まず)の額とスプレッド を提案するものとします。

(1) 一時支払金

5 浄水場の脱水処理施設等の増設・更新等業務に係る対価のうち、一時支払金として、図表7-2 に示す金額を支払います。

一時支払金は、当該年度に増設又は更新された脱水設備等の所有権が県企業庁に移転した後、図表7-2に示す額に消費税及び地方消費税を加えた額を支払います。

また、平成30年度以降の更新業務については、落札者が提案する金額に物価変動(指定インデックスは入札説明書で示します。)を勘案して一時支払金の支払額を定めます。なお、当該更新業務に関しては、入札時から実際に工事を実施するまでに相当の年数があることから、県企業庁又は事業者は、事業提案書における当該脱水設備等の工事内容について協議する関係者協議会を、工事実施前々年度から設けることができます。

| 浄水場名 | 増設・更新時期 | 脱水設備等の所 有権移転予定月 | 支払額 | 支払条件 |
|---------------|----------|--------------------|-----------|--------------|
| 豊田 | 平成 23 年度 | 平成 24 年 3 月 | 係る対価の3分の1 | 当該年度に増設又は |
| 浄水場 | 平成 30 年度 | 平成 31 年 3 月 | 係る対価の全額 | 更新された脱水設備等 |
| 幸田 | 平成 26 年度 | 平成 27 年 3 月 | 係る対価の3分の1 | の所有権が県企業庁に |
| 浄水場 | 平成 37 年度 | 平成 38 年 3 月 | 係る対価の全額 | 移転した後、事業者は |
| / | 平成 31 年度 | 平成 32 年 3 月 | 係る対価の全額 | 一時支払金を請求しま |
| 安城 浄水場 | 平成 32 年度 | 平成 33 年 3 月 | 係る対価の全額 | す。 |
| 伊小笏 | 平成 33 年度 | 平成 34 年 3 月 | 係る対価の全額 | 県企業庁は、事業者 |
| 豊橋 | 平成 24 年度 | 平成 25 年 3 月 | 係る対価の3分の1 | から請求を受けた日か |
| 豆倘 浄水場 | 平成 25 年度 | 平成 26 年 3 月 | 係る対価の3分の1 | ら 40 日以内に一時支 |
| 伊小场 | 平成 40 年度 | 平成 41 年 3 月 | 係る対価の全額 | 払金を支払います。 |
| 豊川 浄水場 | 平成 34 年度 | 平成 35 年 3 月 | 係る対価の全額 | |

図表7-2 一時支払金の支払概要

(2)割賦支払金

ア 割賦支払金の構成

豊田浄水場の平成23年度工事分(増設)、幸田浄水場の平成26年度工事分(更新)、 豊橋浄水場の平成24年度工事分(更新)及び平成25年度工事分(更新)について は、脱水処理施設等の更新等業務に係る対価から、一時支払金を引いた額を割賦支 払金の元本とし、割賦支払金額は割賦支払元本と割賦支払利息の合計額に、割賦支 払元本に対する消費税及び地方消費税相当額を上乗せした額とします。 割賦支払利息の算定に用いる利率は、基準金利と落札者が提案したスプレッドを合計した率とします。

イ 支払時期及び支払額

図表7-3に従い、割賦支払金を年四回支払うこととします。

浄水場名 割賦支払金 支払時期 支払額 対象 豊田 平成 23 年度 平成 24 年 4 月~平成 33 年 3 月 元本の 9/19 の金額を 9年間 浄水場 工事分(更新) で元利均等返済する額+元本 の 10/19 に対する金利 平成 33 年 4 月~平成 43 年 3 月 元本の10/19の金額を10年 間で元利均等返済する額 幸田 平成 26 年度 平成27年4月~平成33年3月 元本の6/16の金額を6年間 浄水場 工事分(更新) で元利均等返済する額+元本 の 10/16 に対する金利 平成 33 年 4 月~平成 43 年 3 月 元本の10/16の金額を10年 間で元利均等返済する額 元本の8/18の金額を8年間 豊橋 平成 24 年度 平成 25 年 4 月~平成 33 年 3 月 浄水場 工事分(更新) で元利均等返済する額+元本 の 10/18 に対する金利 平成 33 年 4 月~平成 43 年 3 月 元本の10/18の金額を10年 間で元利均等返済する額 平成 25 年度 ▼ 平成 26 年 4 月~平成 33 年 3 月 元本の 7/17 の金額を 7年間 工事分(更新) で元利均等返済する額+元本 の 10/17 に対する金利 平成 33 年 4 月~平成 43 年 3 月 元本の10/17の金額を10年 間で元利均等返済する額

図表7-3 割賦支払金の支払概要

ウ 基準金利

(ア)豊田浄水場(平成23年度工事分)

東京時間午前 10 時にテレレート 17143 頁に発表される TOKYO SWAP REFERENCE RATE6 ヶ月 LIBOR ベース 9 年もの(円-円)金利スワップレート中値とします。

基準金利を決定する基準日は平成 24 年 4 月 1 日の 2 銀行営業日前とします。 その後、基準金利は平成 33 年 4 月 1 日の 2 銀行営業日前に、東京時間午前 10 時にテレレート 17143 頁に発表される TOKYO SWAP REFERENCE RATE6 ヶ月 LIBOR ベース 10 年もの (円-円) 金利スワップレート中値に改定します。

(イ) 幸田浄水場(平成26年度工事分)

東京時間午前 10 時にテレレート 17143 頁に発表される TOKYO SWAP

REFERENCE RATE6 ヶ月 **LIBOR** ベース 6 年もの(円一円)金利スワップレート中値とします。

基準金利を決定する基準日は平成 27 年 4 月 1 日の 2 銀行営業日前とします。 その後、基準金利は平成 33 年 4 月 1 日の 2 銀行営業日前に、東京時間午前 10 時にテレレート 17143 頁に発表される TOKYO SWAP REFERENCE RATE6 ヶ月 LIBOR ベース 10 年もの (円-円) 金利スワップレート中値に改定 します。

(ウ) 豊橋浄水場 (平成24年度工事分)

東京時間午前 10 時にテレレート 17143 頁に発表される TOKYO SWAP REFERENCE RATE6 ヶ月 LIBOR ベース 8 年もの(円-円)金利スワップレート中値とします。

基準金利を決定する基準日は平成 25 年 4 月 1 日の 2 銀行営業日前とします。 その後、基準金利は平成 33 年 4 月 1 日の 2 銀行営業日前に、東京時間午前 10 時にテレレート 17143 頁に発表される TOKYO SWAP REFERENCE RATE6 ヶ月 LIBOR ベース 10 年もの (円-円) 金利スワップレート中値に改定します。

(工) 豊橋浄水場(平成25年度工事分)

東京時間午前 10 時にテレレート 17143 頁に発表される TOKYO SWAP REFERENCE RATE6 ヶ月 LIBOR ベース 7 年もの(円-円)金利スワップレート中値とします。

基準金利を決定する基準日は平成 26 年 4 月 1 日の 2 銀行営業日前とします。 その後、基準金利は平成 33 年 4 月 1 日の 2 銀行営業日前に、東京時間午前 10 時にテレレート 17143 頁に発表される TOKYO SWAP REFERENCE RATE6 τ 月 LIBOR ベース 10 年もの (円-円) 金利スワップレート中値に改定します。

3. 運営・維持管理業務に係る対価

(1) 5浄水場における運営・維持管理業務

5 浄水場における運営・維持管理業務に係る対価は、汚泥量によらず一定となる固定費と、汚泥処理単価に汚泥量を乗じて算出される変動費からなるものとします。

入札参加者は固定費と汚泥処理単価を提案するものとします。

固定費は、年度ごとに区切って係る費用を提案し、汚泥処理単価は、汚泥量(t-ds) 当たりの単価を提案すること。

5 浄水場の運営・維持管理業務に係る対価の支払いのもととなる汚泥量は、5 浄水場の濃縮槽以降に設ける流量計と定期的に計測する汚泥濃度から求めた乾燥重量 (t-ds) を基本とします。

ア 支払時期及び支払対象額

平成23年度第1四半期(平成23年4月1日~6月30日)を初回として、以降年4回、平成43年度第4四半期(平成43年1月1日~3月31日)までの80回の支払とします。

イ 対価の改定

固定費と汚泥処理単価は、物価変動に基づき改定するものとし、落札者が提案する 金額に物価変動(指定インデックスは入札説明書等で示します。)を勘案して定める 額とします。

ウ 電気料金、ガス料金及び上下水道料金

(ア) 電気料金

県企業庁が契約者となり、県企業庁から事業者に供給するため、使用料相当額を運営・維持管理業務に係る対価より差し引きます。

(イ) ガス料金

ガスについては、できる限り電気で代替させることが望ましいと考えていますが、やむを得ず本事業で必要となる場合、プロパンガスとするか事業者がガス会社と契約し、自らの費用負担で供給を受けるものとします。

(ウ) 上下水道料金

水道については、豊田浄水場、幸田浄水場、豊橋浄水場及び豊川浄水場では 本事業で必要となる作業用水と衛生用水は、各浄水場より無償で提供します。 安城浄水場では、作業用水(工水)は無償で提供しますが、衛生用水について は、使用料相当額を運営・維持管理業務に係る対価より差し引きます。

下水については、本事業で公共下水道に接続する場合の料金は下水使用料に 応じた料金をサービス購入料のうち、運営・維持管理業務に係る対価から差し 引くことで精算します。なお、豊田浄水場、安城浄水場及び豊川浄水場では、 事業者は既設の浄化槽を利用するものとし、浄化槽に関わる費用(くみ取り費 用、法定点検費用等)は事業者負担とします。

(2) 天日乾燥床の脱水ケーキの掻き出し業務

天日乾燥床の脱水ケーキの掻き出し業務に係る対価は、脱水ケーキの掻き出し量に よらず一定とする固定費と、脱水ケーキ掻き出し単価に掻き出した脱水ケーキ量を乗 じて算出される変動費とします。

入札参加者は固定費と脱水ケーキ掻き出し単価を提案するものとします。

固定費は、年度ごとに区切って係る費用を提案し、脱水ケーキ掻き出し単価は、脱水ケーキ量(t-ds)当たりの単価を提案すること。

天日乾燥床の脱水ケーキの掻き出し業務に係る対価の支払いのもととなる脱水ケーキ量は、事業者が計測した脱水ケーキの重量と定期的に計測する脱水ケーキの含水

率から求めた乾燥重量(t-ds)を基本とします。

ア 支払時期及び支払対象額

平成 23 年度第 1 四半期(平成 23 年 4 月 1 日~6 月 30 日)を初回として、以降年 4 回、平成 43 年度第 4 四半期(平成 43 年 1 月 1 日~3 月 31 日)までの 80 回の支払 とします。

イ 対価の改定

汚泥取り出し単価は、物価変動に基づき改定するものとし、落札者が提案する金額に物価変動(指定インデックスは入札説明書等で示します。)を勘案して定める額とします。

(3) 脱水ケーキの再生利用業務に係る対価

「資料8 脱水ケーキの再生利用業務について」に示すとおり、事業者が脱水ケーキを有価利用するために、県企業庁から有償で脱水ケーキを買い取ります。この場合の買取相当額は、運営・維持管理業務に係る対価より差し引きます。

また、脱水ケーキ発生量が、事業者が提案する有価利用可能量を上回った場合については、その量に応じて県企業庁は脱水ケーキの再生利用業務に係る対価を支払います。(詳細は「資料8」参照)

1. 脱水ケーキの再生利用

5 浄水場と天日乾燥床から発生した脱水ケーキは、事業者が全量を再生利用するものとします。再生利用とは、脱水ケーキを製品の原材料等の有用物として利用することをいい、 再生利用の方法は、有価利用と非有価利用に分けられます。

(1)有価利用

有価利用は、事業者が脱水ケーキを県企業庁から有償(5 浄水場は25 円/t-ds、天日乾燥床は50円/t-ds、いずれも消費税及び地方消費税は含まず。)で買い取り、自らの責任と費用で脱水ケーキを販売することをいい、その収入は事業者に帰属するものとします。

※有償での買い取り価格(25円/t-ds、50円/t-ds)について

現在、県企業庁は発生する脱水ケーキを 10 円/m³で園芸土製造業者等に販売しています。脱水ケーキの含水率を 5 浄水場は 60%、天日乾燥床は 80%、比重を 1 t/m³とした上で(過去の実績より)、この販売価格を t-ds ベースに換算すると、5 浄水場は 25 円/t-ds、天日乾燥床は 50 円/t-ds となります。

10 (円/ m^3) ÷ 1 (t/ m^3) ÷ 0.4 (t-ds/t) = 25 (円/t-ds)

10 (円/ m^3) ÷ 1 (t/ m^3) ÷ 0.2 (t-ds/t) = 50 (円/t-ds)

(2) 非有価利用

非有価利用は、県企業庁が脱水ケーキの処理を事業者に委託し、事業者の責任で再生利用を図ることをいい、それに係る対価として、事業者が提案する脱水ケーキ処理単価(円/t-ds)に非有価利用量(t-ds)を乗じた金額に消費税及び地方税相当額を上乗せした額を、県企業庁が負担するものとします。

2. 再生利用に係る費用

(1) 入札参加者による有価利用に係る提案

ア 5 浄水場

入札参加者は、5 浄水場で発生する脱水ケーキの有価利用可能量(t-ds/年)を提案すること。

5 浄水場で発生する脱水ケーキについては、平成 18 年度~平成 20 年度の県企業庁による1 年間の有価利用実績値の最大値を上回る量を、事業者による有価利用可能量として提案するものとします。平成 18 年度~平成 20 年度の県企業庁による脱水ケーキの有価利用実績値は 2,330t-ds/年(5 浄水場合計。含水率 60%換算値)です。

イ 天日乾燥床

入札参加者は、次の条件に基づき、自らの責任で有価利用可能な脱水ケーキの量 (県企業庁が指定する売却先以外に事業者の新販路開拓等により販売可能な量(天 日脱水ケーキ有価利用可能量(t-ds/年))を提案すること。

(ア) 天日脱水ケーキの売却先

天日脱水ケーキ有価利用可能量に係る天日脱水ケーキの売却先は、県企業庁が平成 18 年度から平成 20 年度に脱水ケーキを売却した実績のある者以外(事業者の新販路開拓等により売却可能な者)とします。

(イ) 天日脱水ケーキ有価利用可能量 提案量に係る規定はありません。

(2) 天日乾燥床の脱水ケーキの有価利用に係る費用

事業者は、県企業庁が年度当初に指定した有価利用量に該当する脱水ケーキを上記 1. (1) に規定した価格 (50 円/t-ds) で買い取るとともに、県企業庁が年度当初に指定した脱水ケーキの売却先に対し、有価利用の形態となるよう図表 8-1 に規定する単価で売却すること。

なお、県企業庁が指定する売却先には、ケーキヤードに脱水ケーキを自ら引き取りにくる者(以下、「運搬なし売却先」といいます。)と、事業者が指定された場所まで運搬、積み下ろしする者(以下、「運搬あり売却先」といいます。)がありますが、図8-1に規定する運搬あり売却先への売却単価には、ケーキヤードから売却先までの脱水ケーキ運搬に係る一切の費用が含まれることとするため、県企業庁は事業者に対し、運搬に要した経費等は別途支払いません。

※ 有価利用の形態とは、事業者が売却先に対して脱水ケーキを売却するために要した 費用(ケーキヤードから車両への積み込み費用、運搬あり売却先への脱水ケーキ の場外運搬費用等)が脱水ケーキの売却費用を上回らない形態をいいます。

| | 運搬なし | 運搬を | り売却先(運 | 搬距離(往復) |) 別) | | | |
|------|---------|-------------|-----------------|-----------------|-----------------|--|--|--|
| 区分 | 売却先 | \sim 15km | 15km 超~ 25km | 25km 超~ 35km | 35km 超~ 45km | | | |
| 売却単価 | 10 円/m³ | 100 円/m³ | 150 円/m³ | 200 円/m³ | 250 円/m³ | | | |

図表8-1 天日乾燥床の脱水ケーキの有価利用の売却単価

※ 運搬あり売却先への売却単価は、45km を超える場合、10km 延長するごとに 50 円 $/m^3$ を加算する。

平成 18 年度~平成 20 年度の県企業庁による天日乾燥床の脱水ケーキの有価利用実 績値は 154t-ds/年(豊橋南部浄水場と蒲郡浄水場(工水)の合計。含水率 80%換算 値)です。また、天日乾燥床の脱水ケーキの平成 18 年度から平成 20 年度における有価利用の実績は次のとおりです。

図表8-2 天日乾燥床の脱水ケーキの有価利用の実績(平成20年度) 単位 m³

| 浄水場名 | 運搬なし | 連搬あり | 運搬あり売却先(運搬距離(往復)別) | | | | | |
|---------|------|-------------|-----------------------|-------------|-------------|-----|--|--|
| | 売却先 | \sim 15km | 15km 超 | 25km 超 | 35km 超 | 計 | | |
| | | - 15km | $\sim\!25\mathrm{km}$ | \sim 35km | \sim 45km | | | |
| 豊橋南部 | 298 | 464 | _ | _ | _ | 762 | | |
| 蒲郡 (工水) | _ | l | 36 | | l | 36 | | |
| 計 | 298 | 464 | 36 | _ | _ | 798 | | |

図表8-3 天日乾燥床の脱水ケーキの有価利用の実績(平成19年度) 単位 m³

| | 運搬なし 売却先 | 運搬あり | 復)別) | | | |
|---------|-------------|-------------|-----------------------|-------------|-------------|-----|
| 浄水場名 | | - 1 Fl | 15km 超 | 25km 超 | 35km 超 | 計 |
| | | \sim 15km | $\sim\!25\mathrm{km}$ | \sim 35km | \sim 45km | |
| 豊橋南部 | 271 | 520 | | _ | | 791 |
| 蒲郡 (工水) | _ | _ | _ | _ | _ | _ |
| 計 | 271 | 520 | _ | _ | _ | 791 |

図表8-4 天日乾燥床の脱水ケーキの有価利用の実績(平成18年度) 単位 m³

| | 運搬なし | 運搬あり | 運搬あり売却先(運搬距離(往復)別) | | | | | | |
|---------|------|-------------|-----------------------|-------------|-------------|-----|--|--|--|
| 浄水場名 | 売却先 | a 151 | 15km 超 | 25km 超 | 35km 超 | 計 | | | |
| | | \sim 15km | $\sim\!25\mathrm{km}$ | \sim 35km | \sim 45km | | | | |
| 豊橋南部 | 190 | 504 | | | | 694 | | | |
| 蒲郡 (工水) | _ | _ | 31 | | _ | 31 | | | |
| 計 | 190 | 504 | 31 | _ | _ | 725 | | | |

(3) 入札参加者による非有価利用に係る提案

入札参加者は、非有価利用による脱水ケーキ処理単価(円/t-ds)を提案すること。 (5 浄水場と天日乾燥床で同額とする。)なお、入札参加者が提案する脱水ケーキ処理 単価は、22,500円/t-ds(消費税及び地方消費税は含まず。)以下であることを条件と します。

※脱水ケーキ処理単価の上限(22,500円/t-ds)について

脱水ケーキ処理単価は、過去の実績値を勘案して約9,000円/m³で設定することを想定しています。脱水ケーキの含水率を60%、比重を1t/m³とした上で(過去の実績より)、この脱水ケーキ処理単価をt-ds ベースに換算すると、22.500円/t-ds となります。

9,000 (円/ m^3) ÷ 1 (t/m^3) ÷ 0.4 (t-ds/t) = 22,500 (円/t-ds)

(4) 県企業庁が支払う脱水ケーキの再生利用に係る対価

ア 5 浄水場の脱水ケーキ

県企業庁が支払う脱水ケーキ再生利用に係る対価は、脱水ケーキ発生量(適正に脱

水処理されたことが確認できた量)から事業者の提案する有価利用可能量を引いた量 (非有価利用量)に、非有価による脱水ケーキ処理単価を乗じて求めた金額とします。 脱水ケーキ発生量が有価利用可能量を下回った場合、県企業庁は非有価利用が行われないものとみなし、脱水ケーキの再生利用に係る対価は支払われません。

また、実際の年間有価利用量が、有価利用可能量を下回った場合及び上回った場合のどちらにおいても、支払対価の計算は提案量が維持されたものとみなして行います。

イ 天日乾燥床の脱水ケーキ

県企業庁が支払う脱水ケーキ再生利用に係る対価は、脱水ケーキ発生量(適正に掻き出されたことが確認できた量)から県企業庁が指定した売却先への有価利用量を引いた量に対し、非有価による脱水ケーキ処理単価を乗じて求めた金額とし、脱水ケーキの発生量の変動に応じて、次のとおり算出します。

- (ア) 県企業庁の指定する売却先のみで脱水ケーキの全量が有価利用可能な場合 非有価利用は行われないものとみなし、天日乾燥床の脱水ケーキの再生利用 に係る対価は支払われません。
- (イ) 県企業庁の指定する売却先のみでは、脱水ケーキの全量が有価利用できない 場合

県企業庁が指定する売却先のみでは有価利用できない脱水ケーキ(以下「県 指定量超過脱水ケーキ」)が発生した場合、県指定量超過脱水ケーキは、当該 年度はケーキヤードに保管し、次年度に処理するものとします。

- a 天日脱水ケーキ有価利用可能量が県指定量超過脱水ケーキ量以上の場合 事業者は、非有価候補脱水ケーキの全量を次年度に有価利用することと します。非有価利用は行われないものとみなし、県企業庁は事業者に対し、 天日乾燥床の脱水ケーキの再生利用に係る対価は支払いません。
- b 天日脱水ケーキ有価利用可能量が県指定量超過脱水ケーキ量を下回る場合

事業者は、県指定量超過脱水ケーキ量のうち、天日脱水ケーキ有価利用可能量について、次年度に有価利用することとします。県指定量超過脱水ケーキ量から天日脱水ケーキ有価利用可能量を引いて得た量については、有価利用できないものとし、当該量に非有価による脱水ケーキ処理単価を乗じて求めた金額を天日乾燥床の脱水ケーキ再生利用に係る対価として、県企業庁は事業者に支払います。なお、実際の県指定超過脱水ケーキの有価利用量が、事業者提案の天日脱水ケーキ有価利用可能量を下回った場合及び上回った場合のどちらにおいても、支払対価の計算は提案量が維持されたものとみなして行います。

3. 市場変動への対応等

(1) 有価利用可能量の改定

ア 5浄水場

事業者より提案された 5 浄水場の脱水ケーキの有価利用可能量は、契約者の一方の申し出により 3 年ごとに改定することができるものとします。

その際、有価利用可能量の改定を要請する者は、改定の正当性を証する書類(有価利用の市場の縮小等を証する書類等)を事業契約書に基づいて設置する関係者協議会に提出するものとし、合理的に認められた場合に限り、次年度より改定します。

イ 天日乾燥床

事業者より提案された天日脱水ケーキ有価利用可能量は、契約者の一方の申し出 により3年ごとに改定することができるものとします。

その際、天日脱水ケーキ有価利用可能量の改定を要請する者は、改定の正当性を 証する書類(有価利用の市場の縮小等を証する書類等)を事業契約書に基づいて設 置する関係者協議会に提出するものとし、合理的に認められた場合に限り、次年度 より改定します。

(2) 非有価による脱水ケーキ処理単価の改定

非有価による脱水ケーキ処理単価は、契約者の一方の申し出により 3 年ごとに改定できるものとします。

その際、非有価による脱水ケーキ処理単価の改定を要請する者は、改定価格の正当性を証する書類(愛知、岐阜、三重の県営浄水場における処理費用の変動等を証する書類等)を事業契約書に基づいて設置する関係者協議会に提出するものとし、合理的に認められた場合に限り、次年度より改定します。

なお、事業期間中、事業者が利用方法を提案し、それにより非有価による脱水ケーキ処理単価が低下した場合には、事業者の利益とします。また、事業期間中、県企業庁が利用方法を提案し、それにより非有価による脱水ケーキ処理単価が低下した場合には、関係者協議会によって脱水ケーキ処理単価を見直し、県企業庁及び事業者双方の利益とします。

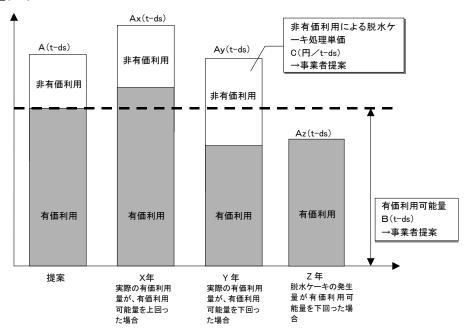
(3) 天日乾燥床の脱水ケーキの売却単価の改定

天日乾燥床の脱水ケーキの売却単価のうち、運搬あり売却先への脱水ケーキの売却 単価は、契約者の一方の申し出により1年ごとに改定することができるものとします。

その際、運搬あり売却先への脱水ケーキの売却単価の改定を要請する者は、改定の 正当性を証する書類(燃料費の高騰等を証する書類等)を事業契約書に基づいて設置 する関係者協議会に提出するものとし、合理的に認められた場合に限り、次年度より 改定します。

図表8-5 脱水ケーキの再生利用業務に係る支払対価の計算方法(5浄水場)

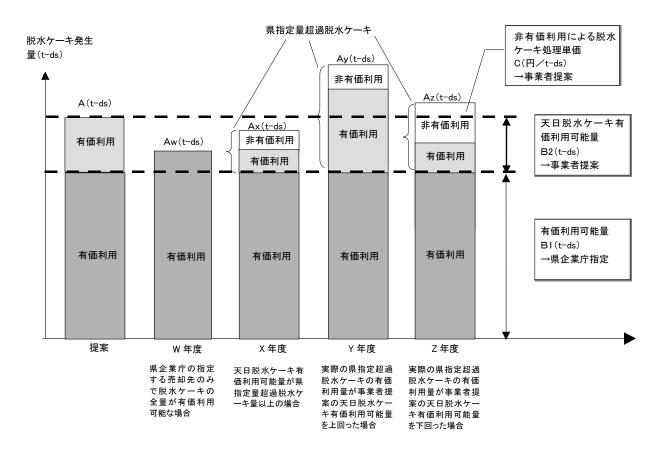
脱水ケーキ発生 量(t-ds)



X年の支払対価(円) = (Ax-B) ×非有価利用による処理単価-B ×有価利用分の購入単価 Y年の支払対価(円) = (Ay-B) ×非有価利用による処理単価-B ×有価利用分の購入単価 \mathbf{Z} 年の支払対価(円) = なし

※有価利用分の購入単価:25 (円/t-ds)

図表8-6 脱水ケーキの再生利用業務に係る支払対価の計算方法(天日乾燥床) 発生汚泥量が県企業庁指定の有価利用可能量を上回った場合



W年の支払対価(円)=なし(事業者がAw×有価利用分の購入単価を県企業庁に支払うのみ。)

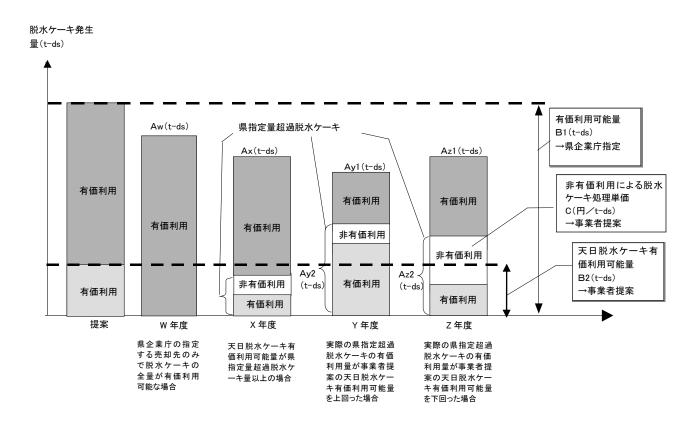
X年の支払対価(円)=なし(事業者がAx×有価利用分の購入単価を県企業庁に支払うのみ。)

Y年の支払対価 (円) = $\{(Ay-B1-B2) \times$ 非有価利用による処理単価 $\}$ - $\{(B1+B2) \times$ 有価利用分の購入単価 $\}$

Z年の支払対価(円) = $\{(Az-B1-B2) \times$ 非有価利用による処理単価 $\}$ - $\{(B1+B2) \times$ 有価利用分の購入単価 $\}$

※有価利用分の購入単価:50 (円/t-ds)

図表8-7 脱水ケーキの再生利用業務に係る支払対価の計算方法(天日乾燥床) 発生汚泥量が県企業庁指定の有価利用可能量を下回った場合



W年の支払対価(円)=なし(事業者がAw×有価利用分の購入単価を県企業庁に支払うのみ。)

X年の支払対価(円)=なし(事業者がAx×有価利用分の購入単価を県企業庁に支払うのみ。)

Y年の支払対価 (円) = $\{(Ay2-B2) \times$ 非有価利用による処理単価 $\}$ - $\{(Ay1-(Ay2-B2)) \times$ 有価利用分の購入単価 $\}$

Z年の支払対価(円) = $\{(Az2-B2) \times$ 非有価利用による処理単価 $\}$ - $\{(Az1-(Az2-B2)) \times$ 有価利用分の購入単価 $\}$

※有価利用分の購入単価:50 (円/t-ds)

1. モニタリングの実施

県企業庁は、本事業の各段階における業務実施状況を監視し、事業者が事業契約書に 定められた業務を確実に遂行し、かつ業務要求水準書に従い実施しているか確認を行い ます。

(1) モニタリングの種類

県企業庁は、以下の各段階においてモニタリングを実施します。

- (ア) 基本設計・実施設計に関するモニタリング
- (イ) 工事施工に関するモニタリング
- (ウ) 工事完成に関するモニタリング
- (エ) 運営・維持管理業務等に関するモニタリング
- (オ) 財務の状況に関するモニタリング

(2) 要求性能確認計画書等の作成

事業者は、事業の実施に当たり、事業契約書、要求水準書、事業者提案等で定められた規定や水準等及び提案内容の内容を満たしているかを自ら検証するセルフモニタリングを実施することとします。

セルフモニタリングは、各業務の実施前に事業者が策定する要求性能確認計画書に 基づき実施することとし、事業者は、セルフモニタリングの結果を要求性能確認報告 書として整理し、原則として、月 1 度、県企業庁へ提出・報告することとします。提 出・報告方法の詳細は、企業庁と事業者が協議を行い決定することとします。

セルフモニタリングの結果、是正すべき事項が確認された場合は、事業者は迅速かつ確実にその是正を行うものとします。

また、県企業庁は、事業者から受領した要求性能確認報告書と県企業庁が作成した モニタリング実施計画書等に基づき、事業者が実施した業務の内容が、事業契約書、 要求水準書、事業者提案等で定められた規定や水準等及び提案内容を満たしているか モニタリングを行います。その結果、是正すべき事項が確認された場合は、事業者は 県企業庁の指示に従い、迅速かつ確実にその是正を行うものとします。県企業庁が行 うモニタリングの方法は、(4)に示すとおりです。

なお、要求性能確認計画書と要求性能確認報告書の内容は次のとおりとしますが、 詳細は、脱水処理施設等の増設・更新等業務及び排水処理施設等の運営・維持管理業 務の着手前までに県企業庁と事業者が協議のうえ決定することとします。

| 名称 | 内容等 | | | | |
|-----------|--|--|--|--|--|
| 要求性能確認計画書 | 事業者が要求水準書や事業者提案等に従い業務を実施するに あたり、事業者が達成しなければならない要求水準を確保する ための管理方法(事業契約書、要求水準書、事業者提案等で定 められた規定や水準等及び提案内容を満たしているかを自ら 検証する方法、検証結果を県企業庁へ報告する方法や報告時期 等)を整理したもの。 | | | | |
| 要求性能確認報告書 | 事業者が実施した業務が要求水準を満足しているかについて、 自己評価、自己評価の理由、評価の根拠資料等を県企業庁が容 易に判断できるチェックリストなど。 | | | | |

(3) モニタリング実施計画書の作成

県企業庁は、事業者が提出した要求性能確認計画書等も参考として、事業契約締結 後、1(1)に定める種類毎に以下の項目を含むモニタリング実施計画書を作成しま す。

- ①モニタリング時期
- ②モニタリング内容
- ③モニタリング組織
- ④モニタリング手続
- ⑤モニタリング様式

(4) モニタリングの方法

ア 基本設計・実施設計に関するモニタリング

県企業庁は、事業者が提出した要求性能確認報告書等をもとに、事業者によって 行われた設計が、事業契約書に定める業務要求水準に適合するものであるか否かに ついて確認を行います。

イ 工事施工に関するモニタリング

事業者は、建設業法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に県企業庁から工事施工及び工事監理の状況の確認を受けること。また、事業者は、 県企業庁が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告を行うとともに工事 現場での施工状況の確認を受けること。

ウ 工事完成に関するモニタリング

事業者は、施工記録と要求性能確認報告書を用意し、現場で県企業庁の確認を受けること。この際、県企業庁は、施設の状態が事業契約書に定められた要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行います。確認の結果、施設の設計又は工事の内容が事業契約書に定めた要求水準及び条件に適合しない場合には、県企業庁は補修又は改造を求めることができるものとします。

エ 運営・維持管理業務等に関するモニタリング

県企業庁は、運営・維持管理業務等において、定期的に業務の実施状況を確認します。

(ア) 運営・維持管理業務等に関するモニタリングの方法

a 業務日報等の提出

事業者は、県企業庁が日常モニタリングを行うための業務日報(毎日)、定期 モニタリングを行うための業務月報(毎月)、要求性能確認報告書を作成し、県 企業庁へ月1回提出すること。

b 業務実施状況等の確認

県企業庁は、事業者が作成した業務日報及び業務月報等に基づき、日常モニタリング、定期モニタリングを行い、事業者が提供する業務の実施状況を確認します。

なお、県企業庁は、必要に応じ自ら各業務の遂行状況を直接確認・評価する 随時モニタリングを行うことができます。

県企業庁 事業者 チェック項目に沿って各業務の 業務日報を確認し、業務水準の評 日常モニタリング 遂行状況を確認の上、業務日報を 作成。 月1回実施のチェック項目に沿っ て、遂行状況を確認するととも 業務報告書、要求性能確認報告書 定期モニタリング に、業務報告書等(業務日報、業 等を確認し、業務水準の評価。 務月報、四半期報告書、業務年報 等)を作成。 脱水ケーキの再生利用の確認。 脱水処理施設等の性能の確認。 随時モニタリング その他、必要に応じ不定期に直接 確認。

図表 9-1 運営・維持管理業務等に関するモニタリングの方法

オ 財務の状況に関するモニタリング

事業者は、毎年度、公認会計士等による監査を経た財務の状況について、県企業庁に報告することとします。

(5) モニタリング費用の負担

事業者が行うモニタリングに係る費用は原則として事業者の負担とします。ただし、 県企業庁に起因する費用が発生する場合は県企業庁の負担とします。

2. サービス購入料の減額

本事業にかかるサービス購入料は「資料7 サービス購入料の支払いについて」のと おり支払われますが、県企業庁が行う運営・維持管理に関するモニタリングにより、要 求水準書に定める要求水準に適合していないことが判明した場合には、改善勧告を行うとともに、サービス購入料のうち運営・維持管理業務に係る対価の減額を行うことがあります。

(1) 運営・維持管理業務等に係る対価の減額の考え方

ア 減額等の対象

図表 9-2 の①~⑤の確認項目について、その実施状況をモニタリングにより要求 水準書の要求水準を満たしているかを確認し、必要に応じ改善勧告→業務に当たる 者の変更要求→契約解除という手順でペナルティを課します。

さらに、同欄中②~⑤の項目については、本事業における重要性を踏まえ、運営・ 維持管理業務に係る対価の減額の対象とします。

運営·維持管理業 モニタリン 改善勧告の 要求業務 確認項目 務に係る対価の減 グの実施 有無 額等の対象 運営・維持管理業 ①維持管理業務の適切 \bigcirc \bigcirc 務等 な遂行 ②異常なろ液濁度の継 \bigcirc \bigcirc (ペナルティポイ 続時間 ントによる減額) 5 浄水場にお ける運営・維 ③汚泥受入停止日数 (ペナルティポイ \bigcirc \bigcirc 持管理業務 ントによる減額) \bigcirc \bigcirc ④脱水設備の脱水能力 (支払停止) ⑤脱水ケーキの不法投 棄又は許可を受けな 脱水ケーキの \bigcirc \bigcirc \bigcirc 再生利用業務 い最終処分場等への (支払停止) 埋め立て

図表 9-2 運営・維持管理業務等に係る対価の減額等の対象

イ 要求水準が満たされていない場合の措置

県企業庁は、モニタリングの結果、要求水準書で定められた要求水準が満たされていないと判断した場合は、改善勧告及び運営・維持管理業務に係る対価の減額若しくは支払停止を行います。

図表 9-3 要求水準が満たされていない場合の措置

| 措置の内容 | 手続きの概要 |
|-------------|-------------------------------|
| サービス購入料の減額又 | 上記2(1)アの図表9-2確認項目欄中②及び③については、 |
| は支払停止 | 業務水準低下の程度に応じて毎月のペナルティポイントを計上 |
| | し、それを支払期(四半期)ごとに集計した当期ペナルティポイ |
| | ントに応じてその期のサービス購入料の減額を行います。 |
| | 同欄中④及び⑤については、サービス購入料の支払いを停止し |
| | ます。 |

| 改善勧告 | 1回目 | 県企業庁は、業務水準低下の内容に応じて当該業務の改善につ | |
|------|------------------------------------|-------------------------------|--|
| | | いて期限を定め事業者に改善勧告を行います。 | |
| | 2回目 | 1回目の改善勧告によっても期限内に改善が認められない場合、 | |
| | | 県企業庁は再度改善勧告を行います。 | |
| 業務に当 | 協力会社の | 2回の改善勧告を経ても改善効果が認められない場合で、事業者 | |
| たる企業 | 変更要求 | が当該業務を協力会社に委託しているときには、県企業庁は当該 | |
| の変更要 | | 業務に当たる協力会社を変更するよう要求します。 | |
| 求 | 第三者への | 2回の改善勧告を経ても改善効果が認められない場合で、当該業 | |
| | 業務委託 | 務を応募企業又は応募グループの構成員が行っているときには、 | |
| | | 県企業庁は当該業務を県企業庁が指定する第三者に委託するよう | |
| | | 事業者に要求します。 | |
| 契約解除 | り解除 契約解除 上記の手続きを経ても業務の改善効果が認められない: | | |
| 等 | | 県企業庁が契約継続を希望しないときは、県企業庁は事業契約を | |
| | | 解除します。 | |
| | 地位の譲渡 | 上記の手続きを経ても業務の改善効果が認められない場合で、 | |
| | 株式の譲渡 | 県企業庁が契約継続を決定したときは、事業者の契約上の地位又 | |
| | | はその全株式を県企業庁が承諾した第三者へ譲渡させます。 | |

ウ 減額の対象除外

次の場合は、要求水準が満たされていないときでも減額の対象としません。

- ・予め県企業庁との協議の上で行う機器等の修繕、更新及び清掃その他の作業 によるもの。
- ・県企業庁の責によるもの。
- 不可抗力によるもの。

エ モニタリング結果の反映

運営・維持管理業務開始後のモニタリングは、各業務の開始日から開始します。 また、1ヶ月を通したモニタリングの結果は、翌月の10日までに事業者に通知され ます。モニタリング結果は、当該四半期分として支払われるサービス購入料に反映 されます。

(2)減額の方法

ア ペナルティポイントによる減額

(ア) 異常濃度のろ液が返送されている場合

脱水機のろ液濁度が 20 度以上であるにもかかわらず、脱水設備等が緊急停止されず、ろ液が排水池に返送されていることが確認された場合は、ペナルティポイントを課します。(ペナルティポイントの計上方法は、入札説明書等で示します。)

(イ) 汚泥受入停止日数

全部又は一部の脱水設備等が濃縮施設からの汚泥の受入の停止状態に陥り (以下、「汚泥受入停止」という。)、かかる汚泥受入停止が県企業庁が実施する 浄水業務、濃縮層の運転業務等に影響を与える恐れがあると合理的に判断した 場合は、ペナルティポイントを課します。(ペナルティポイントの計上方法は、 事業契約書案で示します。)

ただし、再開にあたっては、事業者は、当該脱水設備等につき要求水準書において規定される必要脱水能力(t-ds/日・台)を満たすものとします。汚泥の受入が再開された後、14日以内に、当該脱水設備等が必要脱水能力を満たしていない、又は再度受入停止状態に陥った場合は、当該脱水設備等につき汚泥の受入の再開がなかったものとして、汚泥受入停止状態が継続しているものとみなすものとします。

(ウ)減額の方法

(ア)、(イ)の確認項目における四半期中のペナルティポイントを積み上げて、当期の運営・維持管理業務に係る対価から減額を行います。(具体的な減額の方法は、入札説明書等で示します。)

イ 脱水設備の脱水能力

- (ア)対象となる確認項目及び基準
 - ・随時モニタリングの結果、脱水設備の能力が要求水準書で定めている能力(脱水処理能力、周辺環境対策等)を維持していないことが判明した場合。

(イ) 支払停止の流れ

- ・随時モニタリングの結果、脱水設備の能力が要求水準書で定めている能力を 維持できていないことが判明した場合、県企業庁は1回目の改善勧告を行い、 事業者は改善計画書を提出します。
- ・1回目の改善勧告後、改善予定日までに脱水設備の能力改善が確認されない場合は、県企業庁は 2回目の改善勧告を行うとともに、改善予定日を含む期のサービス購入料を減額します。(具体的な減額の方法は、入札説明書等で示します。)
- ・翌四半期以降、脱水設備の能力が確認された場合は支払停止を解除し、脱水 設備の能力が確認された期のサービス購入料とともに支払停止分を支払いま す。
- ・翌四半期以降においても改善が認められない場合、支払停止は継続し、脱水 設備の能力改善が確認されるまで停止されているサービス購入料は支払いません。

ウ 脱水ケーキの不法投棄又は最終処分場等への埋め立て

県企業庁による随時モニタリングにより脱水ケーキの再生利用が全量行われず、 不法投棄あるいは無断で最終処分場への埋め立てを行ったことが判明した場合、県 企業庁は以下の(ア)の手順に従って契約を解除します。

ただし、最終処分場への埋め立てについては、協議を踏まえた上で緊急避難として最終処分場への埋め立てがやむを得ないと県企業庁により判断された場合はこの限りではありません。その場合、(イ)の手順に従って対応することができます。

(ア) 不法投棄等及び協議を経ない最終処分場への埋め立て

- ・不法投棄が発覚した場合、あるいは協議に基づかない最終処分場への埋め立てが発覚した場合は、サービス購入料全額の支払いを即時停止します。
- ・県企業庁は、事業者の帰責事由がないことが確認されない限り、契約を解除 します。なお、処分方法が不明である場合は「不法投棄」とみなします。

(イ) 協議に基づく最終処分場への埋め立て

- ・事業者は最終処分場への埋め立てに関し、県企業庁と協議することができま す。
- ・最終処分場への埋め立ては、緊急避難としてやむを得ず埋め立てることを県 企業庁が認めた場合に限るもので、代替措置による対応等が可能な場合は最 終処分場への埋め立ては認めません。ただし、再生利用市場の消失、不可抗 力及び法令等変更による場合は、この限りではありません。
- ・最終処分場への埋め立てが認められた場合、事業者は改善期間(埋め立て開始日から最大 180 日まで)を明示した改善計画書を提出すること。
- ・最終処分場への埋め立て費用(運搬費を含みます。)は原則として全額事業者 の負担とします。
- ・埋め立て日から事業者が提示した改善予定日までの間に、改善計画書に基づいた改善が見られた場合は、契約は継続されます。改善予定日において改善が見られない場合は契約解除とします。なお、改善予定日までに再び協議を行い、引き続き埋め立てをする場合は、この限りではありません。
- ・なお、協議の上、最終処分場への埋め立てが認められない場合は、必ず再生 利用を行うこと。

(ウ) 脱水ケーキの全量再生利用の確認方法

業務報告書等により脱水ケーキの発生量を把握し、売却相手方又は再生利用 依頼先から受け入れた脱水ケーキの量を証明する書類との照合により確認を行 います。脱水ケーキの発生から売却相手方又は再生利用先への搬入までに一時 保管等を行う場合には、その保管量についても確認を行います。

脱水ケーキの発生量=売却相手・再生利用依頼先の受入脱水ケーキ量+保管量

1. 基本的な考え方

脱水処理施設等は、浄水工程の一部を担う施設であり、水道水の安定供給にとって極めて重要な施設です。したがって本事業においては、浄水工程で発生する汚泥を適切に脱水処理し、発生した脱水ケーキを再生利用するという一連の業務を滞りなく円滑に行えるよう、常に適切かつ安定した運営・維持管理がなされる必要があります。

本事業においては、応募者からの提案内容について、価格面に加えて、SPCの組織 運営体制が適切か、事業期間中におけるリスクへの対応が十分に検討されているか、脱 水設備等の維持管理に関する考え方あるいは非常時における対応策について優れた提案 になっているか等、「事業の安定性」に重点を置いて評価します。

さらに、循環型社会の実現や安定した浄水場の運営という観点から、脱水ケーキの再 生利用に関する提案についても重要視しています。県企業庁は、既に高い脱水ケーキの 有価利用の実績を有しており、本事業においてもこれまでの県企業庁の実績をさらに促 進できるような提案を期待しています。

脱水ケーキの再生利用に関しては、再生利用に係る市場が十分に安定しているとはいえないことから、長期安定性という点で課題があると考えています。県企業庁も現時点では高い有価利用の実績を有していますが、同様の課題を抱えています。したがって、提案審査に当たっては、事業者が有価利用できる量のみならず、長期間にわたり安定的に脱水ケーキを再生利用していくための創意工夫についても評価します。

2. 事業者選定の概要

(1) 事業者選定の方法

事業者の募集及び選定の方法は、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札とします。

本事業は、6 浄水場における脱水処理施設等の設計・建設段階から運営・維持管理段階の各業務を長期間にわたり一括して民間事業者に委託することにより、民間事業者の幅広い能力・ノウハウが活用され、汚泥を適正に脱水処理し、発生した脱水ケーキの再生利用を促進するための効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を期待するものです。

事業者の選定に当たっては、入札価格、設計・建設、運営・維持管理に関する技術 及び事業遂行能力等を総合的に評価し落札者を決定します。

なお、本事業は平成6年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定 (WTO政府調達協定)の対象事業であり、入札手続きには、「地方公共団体の物品等 又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(平成7年政令372号)が適用されます。

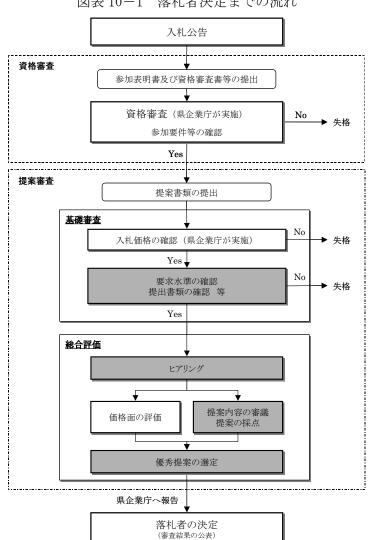
(2)審査の進め方

審査は、第一次審査として入札参加資格の有無を判断する「資格審査」、第二次審査 として提案内容を評価する「提案審査」の2段階にて実施します。「提案審査」は、入 札価格や要求水準書に示す内容を満足しているか否かを確認する「基礎審査」と、提 案内容の水準を様々な視点から総合的に評価する「総合評価」を行います。(図表10 - 1 参照)

(3)審査体制

委員会は、入札参加者から提出された事業提案書の審査を行います。なお、県企業 庁又は委員会が必要であると判断した場合は、入札参加者に対してヒアリングを行う ことがあります。(県企業庁が設置した委員会の構成は、実施方針の「2(5)イ」参

なお、応募企業、応募グループの構成員及び協力会社が、落札者決定前までに、委 員会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になる目的のため、接触等の働き かけを行った場合は失格とします。



図表 10-1 落札者決定までの流れ

3. 資格審査

資格審査では、応募者からの資格審査書類をもとに、参加要件及び資格等の要件の具備を県企業庁において確認します。このとき、県企業庁は委員会の委員から意見を聴く ことができることとします。

資格審査の結果、参加要件等を充足していない応募者は、失格とします。 なお、資格審査に係る参加要件及び資格等は、入札説明書に示します。

4. 提案審査

(1) 基礎審査

本審査では、県企業庁及び委員会において、入札参加者の提案内容が次の基礎審査項目を充足していることを確認します。

ア 入札価格の確認

県企業庁は、入札書に記載された金額が予定価格の範囲内にあることの確認を行います。予定価格の範囲内にあることが確認された入札参加者は、基礎的事項の確認の対象とし、範囲外の入札参加者は失格とします。

イ 基礎的事項の確認

事業提案書に記載された内容が、下記の基礎的な事項について満足していることの 確認を行います。なお、詳細は入札説明書等に示します。

(ア) 提出書類の確認

| 審査項目 | 審査内容 |
|------------|--|
| 提出書類の確認 | 提出を求めている書類が全て揃っているか。また、指定した様式に必要 事項が記載されているか。 |
| 提案内容の矛盾・齟齬 | 事業提案書全体において、同一事項に関する提案に矛盾あるいは齟齬がないか。 |

(イ) 要求水準の確認

各入札参加者の脱水処理施設等の設計・建設、運営・維持管理に係る提案内容が、県企業庁の要求する水準及び性能に適合していることの確認を「要求水準書」に基づいて行います。

(ウ) 事業遂行に関する確認

事業遂行能力を有した提案内容になっているかどうかについて確認を行います。

これら3つの基礎的な事項のうち、一つでもその要件に適合していない場合は、入 札参加者に確認の上、失格とし、すべての要件に適合していると確認された入札参加 者は総合評価の対象とします。

(2)総合評価

本評価では、委員会において、各提案内容を図表10-2に示す評価項目(案)により、評価、採点することを想定しています。

なお、具体的な配点、採点基準については入札説明書等で示します。

図表 10-2 評価項目(案)

| 四次10 2 时间点口(未) | | | | |
|----------------|-----------------|-------------------------------------|--|--|
| | 評価項目 | 評価の視点 | | |
| 性能等に関 | 事業の信頼性・安定性に関する事 | ・事業の実施方針 | | |
| する評価 | 項 | ・採用技術の信頼性 | | |
| | | ・事業収支計画の信頼性・安定性 | | |
| | | ・資金調達計画の適切性 | | |
| | | ・リスク対応の適切性 | | |
| | 設計・建設(更新)及び脱水設備 | ・脱水設備等の安定稼働、安全性への配 | | |
| | 等の能力に関する事項 | 慮 | | |
| | | ・脱水処理施設等の更新計画の適切性 | | |
| | | ・脱水設備等の周辺環境への配慮 | | |
| | | ・工程計画の適切性 | | |
| | 脱水設備等の運転業務及び脱水 | ・運営体制の適切性 | | |
| | 処理施設等の維持管理業務に関 | ・運転計画の適切性 | | |
| | する事項 | • 安全性、衛生性、保安性 | | |
| | , , , , | ・緊急時の対応 | | |
| | | ・点検、整備、補修計画の適切性 | | |
| | | ・運転計画の周辺環境への配慮 | | |
| | 脱水ケーキの再生利用に関する | ・脱水ケーキの管理の適切性 | | |
| | 事項 | 年間有価利用量の上限の程度 | | |
| | | 再生利用(特に有価利用)促進のため | | |
| | | の提案の具体性、信頼性 | | |
| 価格面に関 | 入札価格に関する事項 | ・入札価格を得点化 | | |
| する評価 | | | | |

5. 落札者の決定

委員会は、入札参加者の提案内容に対して、性能等に関する各評価項目について採点した得点と、入札価格を得点化したものを合計し、その合計が最も高い提案を行った者を最優秀提案者として選定するとともに、その他の順位を決定します。ただし、総合評価による得点の最も高い提案が同点で複数ある場合には、当該者にくじを引かせて最優秀提案者を選定します。

県企業庁は、委員会による審査結果を踏まえ、最優秀提案者を落札者として決定し、 その結果を入札参加者に通知するとともに公表します。